

令和7年5月19日

岡山県全域で都市型ハイヤーの運行が可能となります ～県単位での広域の営業区域指定は全国初～

令和6年10月に、岡山県タクシー協会から、大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭2025等の大型イベントの開催や玉野市宇野港へのクルーズ船寄港に伴うインバウンドをはじめとする観光需要を都市型ハイヤー(※)で取込みたいとの要望がありました。

これを踏まえた検討の結果、道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき都市型ハイヤー事業について岡山県全域をその営業区域として指定しました。今後、事業者が申請を行い、当局による認可後は岡山県全域で都市型ハイヤーの運行が可能となります。

なお、これまで都市型ハイヤー事業における営業区域は主に市町村を単位とした区域としていましたが、より広い県単位での指定は全国初です。

今回の措置により、富裕層の取込みによる地域経済の活性化やインバウンドをはじめとした観光客の移動の利便性向上が期待されます。

国土交通省は、交通空白解消本部を立ち上げ、地域の足対策とともに観光の足の確保に取り組んでおりますが、中国運輸局においても、引き続き交通空白の解消に尽力してまいります。

※「都市型ハイヤー」:

事前の予約により運行されている車両（ハイヤー）のうち、次の2つの運行形態によるもの。

- ・ 1日を超える単位として専属で常時運送を提供する契約に基づいて行われる運行
- ・ 2時間以上の時間を単位として契約される運行

【問い合わせ先】

自動車交通部旅客第二課（鬼村・小林）TEL:082-228-3450
岡山運輸支局輸送・監査担当(櫻井・劔持) TEL:086-286-8122